



2018年5月8日

各 位

会 社 名	クラリオン株式会社
代 表 者 名	代表執行役 執行役社長兼CEO 川 端 敦 (コード番号 6796 東証第一部)
問 合 せ 先	
責任者役職名	執行役 経営戦略本部長
氏 名	平 山 公 之
T E L	(048)601-3700 (代表)
当社の親会社	株式会社日立製作所
代 表 者 名	代表執行役 執行役社長兼CEO 東 原 敏 昭 (コード番号 6501 東・名)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月8日開催の取締役会において、本年6月22日開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 単元株式数の変更

#### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に統一することをめざしております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

#### (2) 変更の内容

2018年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

#### (3) 変更の条件

本株主総会において、本単元株式数変更の定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 2. 株式併合

#### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更する

にあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

2018年10月1日をもって、同年9月30日（実質上、同年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	282,744,185株
併合により減少する株式数	226,195,348株
併合後の発行済株式総数	56,548,837株

(注) 併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株式構成は、次の通りであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満所有株主	192名（1.7%）	313株（0.0%）
5株以上所有株主	11,391名（98.3%）	282,743,872株（100.0%）
総株主	11,583名（100.0%）	282,744,185株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として5株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取のお手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い発行可能株式総数の適正化をはかるため、会社法第182条第2項の規定に基づき効力発生日（2018年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（2018年10月1日付）
450,000,000株	90,000,000株

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(7) その他

本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第182条第2項の規定に基づき、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、2018年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億5千万株</u> とする。	第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>9千万株</u> とする。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更いたします。

また、株主の皆様への株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設けるほか、所要の変更を行います。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である2018年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものといたします。

#### (2) 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。  (新設)  第8条 (株主名簿管理人) (条文省略)  第9条 (株式取扱規程) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規程による。  第10条 (基準日) から第36条 (期末配当金の除斥期間) まで (条文省略)  (附則) 第1条 <u>この定款の変更は、決議の日より施行する。</u>  第2条 (条文省略)	第2章 株 式 第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  第8条 (単元未満株式の買増し) <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u>  第9条 (株主名簿管理人) (現行どおり)  第10条 (株式取扱規程) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規程による。  第11条 (基準日) から第37条 (期末配当金の除斥期間) まで (現行どおり)  (附則) 第1条 <u>第7条、第8条及び第10条の規定は、2018年10月1日より効力を生じるものとする。</u>  第2条 (現行どおり)

#### (3) 変更の条件

本株主総会において、本定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

取締役会決議日	2018年5月8日
定時株主総会決議日	2018年6月22日（予定）
単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日	2018年10月1日（予定）
株主様宛株式併合割当通知の発送	2018年11月上旬（予定）
端数株式の処分代金の支払開始	2018年12月上旬（予定）

（注）上記の通り、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は2018年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以 上

（添付資料）

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

## (ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の行使の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

当社では、5株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

### Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、これに基づき、2018年10月1日を期限として、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することをめざしています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を念頭におきながら、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

### Q 3 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

A 3 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減少しませんか。

A 4 ご所有株式数は5分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動などその他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変わるということはありません。

### Q 5 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 5 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（端数株式が生じた場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	5,000株	5個	1000株	10個	なし
例 2	1,500株	1個	300株	3個	なし
例 3	101株	0個	20株	0個	0.2株
例 4	43株	0個	8株	0個	0.6株
例 5	1株	0個	なし	0個	0.2株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例3、例4、例5のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。所有株式数が5株未満のみの場合（上記の例5のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A 6 特に必要なお手続きはございません。

**Q 7 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえるのですか。**

A 7 株式併合後においても、単元未満株式を保有する場合は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。また、本株主総会において、単元未満株式の買増制度に関する定款一部変更の件が原案通り承認可決された場合は、株式併合の効力発生日（2018年10月1日）より単元未満株式の買増制度もご利用いただける予定です。

具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A 8 次のとおり予定しております。

2018年6月22日	定時株主総会決議日
2018年9月25日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
2018年9月26日	当社株式の売買単位が100株に変更
2018年10月1日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日
2018年12月上旬	端数株式処分代金のお支払い（予定）

#### 【株式に関するお手続きについてのお問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 東京証券代行株式会社  
（連絡先）東京証券代行株式会社 事務センター

〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号：0120-49-7009（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）